

## 温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の 算出方法等に係る検討会の設置について

### 1. 設置趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）により、二酸化炭素等の温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、毎年、年度ごと<sup>注1</sup>の排出量を国に報告することが義務付けられている。

令和6年度の報告（令和5年度実績）より、都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量については、その算定に必要な二酸化炭素排出係数について、国が公表するガス事業者及び熱供給事業者ごとの係数（以下「温対法に基づく事業者別排出係数」という。）<sup>注2</sup>又は省令<sup>注3</sup>に定める値等を用いることとなる予定。

注1 一部の温室効果ガスは年ごとに報告。

注2 公表対象は公表を希望する事業者

注3 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

本検討会は、経済産業省資源エネルギー庁長官、経済産業省産業技術環境局長及び環境省地球環境局長の私的検討会として、温対法に基づく都市ガス及び熱の事業者別排出係数の算出方法の設定につき専門家の助言を得て、確定させることを目的とする。

### 2. 検討事項

- ・温対法に基づく都市ガス及び熱の事業者別排出係数の算出方法

### 3. 事務局

検討会の事務局は、経済産業省資源エネルギー庁、経済産業省産業技術環境局及び環境省地球環境局の共同とし、会議の庶務は、環境省の協力を得て、経済産業省において行う。必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。